

岡山ネットワーク株式会社放送基準

岡山ネットワーク株式会社（oni ビジョン）は、地域文化の発展、産業・経済の繁栄に役立ち、地域住民の福祉増進と平和な社会の実現に寄与することを使命とする。民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論および表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえるものとする。

放送に当たっては、次の点を重視して、地域性、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を発揮し内容の充実に努める。

1. 生活に役立つ地域情報の提供
2. 正確で迅速な報道
3. 健全な娯楽
4. 教育・教養の進展
5. 児童および青少年に与える影響
6. 節度を守り、真実を伝える広告

次の基準は、自主制作する番組および広告などに適用する。

1章 人権

- (1) 人権を守り、人格を尊重する。
- (2) 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 人種・性別・職業などによって取り扱いを差別しない。

2章 法と政治・経済

- (1) 法令を尊重し、その執行を妨げるような取り扱いはしない。
- (2) 国際親善を妨げるような問題は、その取り扱いに注意する。
- (3) 国の機関が審理している問題については慎重に取り扱い、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- (4) 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。
- (5) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
- (6) 政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする必要がある。

3章 児童および青少年への配慮

- (1) 児童および青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感などの健全な精神を尊重させるように配慮する。

- (2) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避け、児童の気持ちを過度に刺激したり傷つけたりしないように配慮する。
- (3) 武力や暴力を表現するときは、青少年に対する影響を考慮しなければならない。
- (4) 未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはしない。
- (5) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。

4章 家庭と社会

- (1) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- (2) 社会の秩序、習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わず、公衆道徳を尊重する。

5章 教育・教養

- (1) 教育番組は、学校向け社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。
- (2) 学校向け教育番組は、広く意見を聞いて学校に協力し、視聴覚的特性を生かして、教育的効果を上げるように努める。
- (3) 教養番組は、視聴者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

6章 報道

- (1) ニュースは事実に基づいて報道し、個人の自由を侵したり、名誉を傷つけたりしないようにする。
- (2) 取材・編集に当たっては、一方的に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意する。
- (3) ニュースの中で意見を取り扱う時は、その出所を明らかにする。
- (4) ニュース、解説および実況中継などは、不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。

7章 宗教

- (1) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、誹謗する言動は取り扱わない。
- (2) 客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないように留意する。
- (3) 特定宗教のために寄付の募集などは取り扱わない。

8章 表現上の配慮

- (1) 放送内容は、放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快な感じを与えないようにする。

- (2) わかりやすい言葉と文字を用いるように努める。
- (3) 社会・公共の問題で意見が対立しているものについては、できるだけ多くの角度から論じなければならない。
- (4) 不快な感じを与えるような下品、卑わいな表現は避ける。
- (5) 病的、残虐、悲惨、虐待などの情景を表現する時は、視聴者に嫌悪感を与えないようにする。
- (6) 精神的・肉体的障害に触れる時は、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。
- (7) 医療や薬品の知識および健康情報に関しては、いたずらに不安・焦燥・恐怖・楽観などを与えないように留意する。
- (8) いわゆるショッピング番組は、関係法令を順守するとともに、事実に基づく表示を平易かつ明瞭に行い、視聴者の利益を損なうものであってはならない。

9章 暴力表現

- (1) 暴力行為は、その目的のいかんを問わず、否定的に取り扱う。
- (2) 殺人・拷問・暴行・私刑などの残虐な感じを与える行為、その他、精神的・肉体的苦痛を、誇大または刺激的に表現しない。

10章 犯罪表現

- (1) 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いしたりしてはならない。
- (2) 犯罪の手口を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように留意する。
- (3) 麻薬や覚せい剤などを使用する場面は控え目にし、魅力的に取り扱ってはならない。

11章 性表現

- (1) 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように留意する。
- (2) 性的犯罪や変態性欲・性的倒錯を表現する場合は、過度に刺激的であってはならない。
- (3) 成人向けチャンネルについては、ペアレンタルロックなどの方法により未成年に視聴させない対策を行う。

12章 視聴者の参加と懸賞・景品の取り扱い

- (1) 視聴者に参加の機会を広く均等に与えるように努める。
- (2) 審査は、出演者の技能などに応じて公正を期する。
- (3) 賞金および賞品などは、過度に射幸心をそそらないようにし、社会常識の範囲内にとどめる。

13章 広告

- (1) 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならず、また関係法令などに反するものであってはならない。
- (2) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- (3) 広告は、放送時刻を考慮して、不快な感じを与えないように留意する。
- (4) 広告の取り扱いおよび広告の表現、医療・医薬品・化粧品、金融・不動産の広告については社団法人日本ケーブルテレビ連盟が定める「放送基準」を準用する。

14章 訂正

- (1) 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、すみやかに取り消し、または訂正する。

15章 個人情報

- (1) 個人情報に関しては、岡山ネットワークの個人情報保護基本方針に基づき適切に取り扱い、その保護に努める。

16章 その他

- (1) 法令改正など重大な変更があるときは本基準の見直しを速やかに行うものとする。

付則

この基準は平成23年7月1日から施行する。